

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和三年十二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称
別表のとおり
- 二 発売総額及び口数
別表のとおり
- 三 証券金額
単価一口三百円
- 四 発売期間
別表のとおり
- 五 当せん金の総額
第四百六十九回から第五百十九回までの各回（
）に発売総額に対して十一億二千五十万円。第
五百二十回は、十一億三千三百五十万円。た
だし、発売状況等により増減する場合がある。
- 六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
第四百六十九回から第五百十九回までの各回（
）に発売総額に対して一億三千八百六十九万三
千円。第五百二十回は、一億四千五百六十五万
七千円。ただし、発売状況等により増減する場
合がある。
- 八 その他発売経費
第四百六十九回から第五百十九回までの各回（
）に発売総額に対して二億七千七百五十万五千
円。第五百二十回は、二億八千七百二十四万五
千円。ただし、発売状況等により増減する場合
がある。
- 九 受託申請期限
令和四年一月十七日
- 十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

別表

名称	発売総額及び口数	発売期間	当せん金の支払開始期日
第469回 数字選択式全国自治宝くじロト7	第469回～第519回の各回ごとに	令和4年4月2日から 令和4年5月6日まで	令和4年5月7日
第470回 数字選択式全国自治宝くじロト7	2,490,000,000円 8,300,000口	令和4年4月9日から 令和4年5月13日まで	令和4年5月14日
第471回 数字選択式全国自治宝くじロト7	第520回 2,518,000,000円	令和4年4月16日から 令和4年5月20日まで	令和4年5月21日
第472回 数字選択式全国自治宝くじロト7	8,393,383口	令和4年4月23日から 令和4年5月27日まで	令和4年5月28日
第473回 数字選択式全国自治宝くじロト7	（ただし、発売状況に より増減する場合は ある。）	令和4年4月30日から 令和4年6月3日まで	令和4年6月4日
第474回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年5月7日から 令和4年6月10日まで	令和4年6月11日
第475回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年5月14日から 令和4年6月17日まで	令和4年6月18日
第476回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年5月21日から 令和4年6月24日まで	令和4年6月25日
第477回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年5月28日から 令和4年7月1日まで	令和4年7月2日
第478回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年6月4日から 令和4年7月8日まで	令和4年7月9日
第479回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年6月11日から 令和4年7月15日まで	令和4年7月16日
第480回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年6月18日から 令和4年7月22日まで	令和4年7月23日
第481回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年6月25日から 令和4年7月29日まで	令和4年7月30日
第482回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年7月2日から 令和4年8月5日まで	令和4年8月6日
第483回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年7月9日から 令和4年8月12日まで	令和4年8月13日
第484回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年7月16日から 令和4年8月19日まで	令和4年8月20日
第485回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年7月23日から 令和4年8月26日まで	令和4年8月27日
第486回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年7月30日から 令和4年9月2日まで	令和4年9月3日
第487回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年8月6日から 令和4年9月9日まで	令和4年9月10日
第488回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年8月13日から 令和4年9月17日まで	令和4年9月17日
第489回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年8月20日から 令和4年9月23日まで	令和4年9月24日
第490回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年8月27日から 令和4年9月30日まで	令和4年10月1日
第491回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年9月3日から 令和4年10月7日まで	令和4年10月8日
第492回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年9月10日から 令和4年10月14日まで	令和4年10月15日
第493回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年9月17日から 令和4年10月21日まで	令和4年10月22日

(ロト7)

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
 令和三年十二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称
別表のとおり
- 二 発売総額及び口数
別表のとおり
- 三 証券金額
単価一口二百円
- 四 発売期間
別表のとおり
- 五 当せん金の総額
第二百六十四回から第三百十四回までの各回（と）に発売総額に対して一億五千七百五十万円。第三百十五回は、一億六千九百四十五万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
第二百六十四回から第三百十四回までの各回（と）に発売総額に対して二千三百五十二万三千円。第三百十五回は、二千四百三十二万七千円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 八 その他発売経費
第二百六十四回から第三百十四回までの各回（と）に発売総額に対して三千三百五十二万八千円。第三百十五回は、三千五百七十二千円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 九 受託申請期限
令和四年一月十七日
- 十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

別表

名称	発売総額及び口数	発売期間	当せん金 期間の最終日	当せん金の支払開始期日 (レゾネ)
第264回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ	第264回～第314回の各回ごと	令和4年4月7日から 令和4年5月11日まで	各回の発売 期間の最終 日	令和4年5月12日
第265回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ	349,000,000円 1,745,000口	令和4年4月14日から 令和4年5月18日まで		令和4年5月19日
第266回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ	第315回 376,000,000円 1,880,000口	令和4年4月21日から 令和4年5月25日まで		令和4年5月26日
第267回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ	(ただし、発売状況により増減する場合があります。)	令和4年4月28日から 令和4年5月1日まで		令和4年6月2日
第268回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年6月1日から 令和4年6月8日まで		令和4年6月9日
第269回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年6月15日から 令和4年6月15日まで		令和4年6月16日
第270回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年5月19日から 令和4年6月22日まで		令和4年6月23日
第271回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年6月29日から 令和4年5月26日まで		令和4年6月30日
第272回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年6月2日から 令和4年7月6日まで		令和4年7月7日
第273回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年6月9日から 令和4年7月13日まで		令和4年7月14日
第274回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年6月16日から 令和4年7月20日まで		令和4年7月21日
第275回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年7月23日から 令和4年7月27日まで		令和4年7月28日
第276回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年6月30日から 令和4年8月3日まで		令和4年8月4日
第277回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年7月7日から 令和4年8月10日まで		令和4年8月11日
第278回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年7月14日から 令和4年8月17日まで		令和4年8月18日
第279回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年7月21日から 令和4年8月24日まで		令和4年8月25日
第280回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年8月24日から 令和4年8月31日まで		令和4年9月1日
第281回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年8月4日から 令和4年9月7日まで		令和4年9月8日
第282回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年8月11日から 令和4年9月14日まで		令和4年9月15日
第283回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年8月18日から 令和4年9月21日まで		令和4年9月22日
第284回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年8月25日から 令和4年9月28日まで		令和4年9月29日
第285回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年9月1日から 令和4年10月5日まで		令和4年10月6日
第286回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年9月8日から 令和4年10月12日まで		令和4年10月13日
第287回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年9月15日から 令和4年10月19日まで		令和4年10月20日
第288回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ		令和4年9月22日から 令和4年10月26日まで		令和4年10月27日

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和三年十二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称
別表のとおり
- 二 発売総額及び口数
別表のとおり
- 三 証券金額
単価一口百円
- 四 発売期間
別表のとおり
- 五 当せん金の総額
第五百二十回から第五百五十八回までの各回ご
とに発売総額に対して百八十一万二千元。第五
百五十九回から第七百七十七回までの各回ごと
に発売総額に対して百三十五万六千元。第七
百七十八回は、百三十六万八千元。ただし、発
売状況等により増減する場合があります。
- 六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
- 七 当せん金支払手数料
第五百二十回から第五百五十八回までの各回ご
とに発売総額に対して一万七千元。第五百五十
九回から第七百七十七回までの各回ごとに発売
総額に対して六千元。第七百七十八回は、二万
三千元。ただし、発売状況等により増減する場
合がある。
- 八 その他発売経費
第五百二十回から第五百五十八回までの各回ご
とに発売総額に対して六十一万九千元。第五百
五十九回から第七百七十七回までの各回ごとに
発売総額に対して四十五万四千元。第七百七十
八回は、四十三万三千元。ただし、発売状況等
により増減する場合があります。
- 九 受託申請期限
令和四年一月十七日
- 十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日 （インターネット専用くじ（数字選択型） 当せん金の支払開始期日 までの期間の最終 日）
第 520 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）	第520回～第558回 の各回ごとの 4,000,000円	令和4年4月1日 から 令和4年4月14日 まで	令和4年4月15日
第 521 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）	40,000口	令和4年4月2日 から 令和4年4月15日 まで	令和4年4月16日
第 522 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）	第522回～第529回 の各回ごとの 3,000,000円	令和4年4月18日 から 令和4年4月19日 まで	令和4年4月19日
第 523 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）	30,000口	令和4年4月7日 から 令和4年4月20日 まで	令和4年4月21日
第 524 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）	（ただし、発売状況に より増減する場合は あり。）	令和4年4月8日 から 令和4年4月22日 まで	令和4年4月22日
第 525 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月9日 から 令和4年4月22日 まで	令和4年4月23日
第 526 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月12日 から 令和4年4月26日 まで	令和4年4月26日
第 527 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月13日 から 令和4年4月27日 まで	令和4年4月27日
第 528 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月14日 から 令和4年4月28日 まで	令和4年4月28日
第 529 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月15日 から 令和4年4月29日 まで	令和4年4月29日
第 530 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月16日 から 令和4年4月30日 まで	令和4年4月30日
第 531 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月19日 から 令和4年4月31日 まで	令和4年4月31日
第 532 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月20日 から 令和4年5月3日 まで	令和4年5月3日
第 533 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月21日 から 令和4年5月4日 まで	令和4年5月4日
第 534 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月22日 から 令和4年5月5日 まで	令和4年5月5日
第 535 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月23日 から 令和4年5月6日 まで	令和4年5月6日
第 536 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月26日 から 令和4年5月7日 まで	令和4年5月7日
第 537 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月27日 から 令和4年5月10日 まで	令和4年5月10日
第 538 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月28日 から 令和4年5月11日 まで	令和4年5月11日
第 539 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月29日 から 令和4年5月12日 まで	令和4年5月12日
第 540 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月30日 から 令和4年5月13日 まで	令和4年5月13日
第 541 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年5月3日 から 令和4年5月14日 まで	令和4年5月14日
第 542 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年5月4日 から 令和4年5月15日 まで	令和4年5月15日
第 543 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年5月5日 から 令和4年5月16日 まで	令和4年5月16日
第 544 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年5月18日 から 令和4年5月19日 まで	令和4年5月19日

別表

(インターネット専用)(数字選択型)

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第745回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年2月17日 から		令和5年2月28日
第746回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年2月15日 から		令和5年3月1日
第747回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年2月28日 から		令和5年3月2日
第748回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年2月16日 から		令和5年3月2日
第749回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年2月17日 から		令和5年3月3日
第750回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年2月18日 から		令和5年3月4日
第751回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年2月21日 から		令和5年3月7日
第752回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年2月22日 から		令和5年3月8日
第753回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年2月23日 から		令和5年3月9日
第754回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年2月24日 から		令和5年3月10日
第755回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年2月25日 から		令和5年3月11日
第756回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年2月28日 から		令和5年3月14日
第757回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月1日 から		令和5年3月15日
第758回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月17日 から		令和5年3月18日
第759回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月16日 から		令和5年3月18日
第760回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月4日 から		令和5年3月17日
第761回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月7日 から		令和5年3月16日
第762回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月8日 から		令和5年3月16日
第763回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月9日 から		令和5年3月17日
第764回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月10日 から		令和5年3月18日
第765回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月22日 から		令和5年3月23日
第766回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月23日 から		令和5年3月24日
第767回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月11日 から		令和5年3月25日
第768回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月14日 から		令和5年3月28日
第769回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月15日 から		令和5年3月29日
第770回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月16日 から		令和5年3月30日
第771回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月17日 から		令和5年3月31日
第772回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月30日 から		令和5年4月1日
第773回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月31日 から		令和5年4月1日
第774回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月18日 から		令和5年4月1日
第775回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月21日 から		令和5年4月1日
第776回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月22日 から		令和5年4月1日
第777回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月24日 から		令和5年4月1日
第778回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月25日 から		令和5年4月1日
第779回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月26日 から		令和5年4月1日
第780回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月27日 から		令和5年4月1日
第781回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月28日 から		令和5年4月1日
第782回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月29日 から		令和5年4月1日
第783回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月30日 から		令和5年4月1日
第784回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月31日 から		令和5年4月1日

別表

(インターネット専用)(数字選択型)

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第770回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月21日 から		令和5年4月4日
第771回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月22日 から		令和5年4月5日
第772回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年4月4日 から		令和5年4月6日
第773回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月23日 から		令和5年4月6日
第774回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年4月5日 から		令和5年4月7日
第775回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月24日 から		令和5年4月7日
第776回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年4月6日 から		令和5年4月8日
第777回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月25日 から		令和5年4月8日
第778回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年4月7日 から		令和5年4月11日
第779回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月26日 から		令和5年4月11日
第780回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年4月10日 から		令和5年4月12日
第781回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月29日 から		令和5年4月12日
第782回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年4月11日 から		令和5年4月13日
第783回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月30日 から		令和5年4月13日
第784回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年4月12日 から		令和5年4月14日
第785回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年3月31日 から		令和5年4月14日
第786回 インターネット専用(数字選択型)		令和5年4月13日 から		令和5年4月14日

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和三年十二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
 イックワン）

二 発売総額及び枚数

十二億円 四百万枚
 （三億円を一単位（一ユニット）として四単位
 （四ユニット）。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。）

三 証券金額

令和四年四月一日から同年五月三十一日まで
 発売総額に対して五億四千万円。ただし、発売
 状況等により増減する場合がある。

四 当せん金の総額

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

六 委託対象事務の範囲

発売総額に対して二百四十万三千三百八十五円。
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。

七 当せん金支払手数料

ただし、発売状況等により増減する場合がある。
 発売総額に対して一億七千八百八十万円。た
 だし、発売状況等により増減する場合がある。

八 その他発売経費

令和四年一月十七日

九 受託申請期限

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

十 その他

係通達による。

一 名称

第二回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
 イックワン）

二 発売総額及び枚数

六億円 三百万枚
 （二億円を一単位（一ユニット）として三単位
 （三ユニット）。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。）

三 証券金額

令和四年四月一日から同年五月三十一日まで
 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

四 発売期間

一枚二百円

五 当せん金の総額

発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

六 委託対象事務の範囲

状況等により増減する場合がある。
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 当せん金支払手数料

発売総額に対して百六十五万三千四百三十二円。
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。

八 その他発売経費

発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、
 発売状況等により増減する場合がある。

九 受託申請期限

令和四年一月十七日

十 その他

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称

第三回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
 イックワン）

二 発売総額及び枚数

六億円 三百万枚
 （二億円を一単位（一ユニット）として三単位
 （三ユニット）。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。）

三 証券金額

令和四年四月一日から同年五月三十一日まで
 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売
 状況等により増減する場合がある。

四 当せん金の総額

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

六 委託対象事務の範囲

発売総額に対して百五十九万五千三百五十二円。
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。

七 当せん金支払手数料

ただし、発売状況等により増減する場合がある。
 発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、
 発売状況等により増減する場合がある。

八 その他発売経費

令和四年一月十七日

九 受託申請期限

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

十 その他

係通達による。

一 名称

第四回インターネット専用全国自治宝くじ（ク
 イックワン）

二 発売総額及び枚数

五億円 五百万枚
 （一億円を一単位（一ユニット）として五単位
 （五ユニット）。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。）

三 証券金額

一枚百円

四	発売期間	令和四年四月一日から同年五月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して三百七十二万三千二百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和四年四月一日から同年五月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して三百五十四万二千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	十二億円 四百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ

三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和四年六月一日から同年七月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して五億四千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百四十万三千三百八十五円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して一億七千八百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和四年六月一日から同年七月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百五十九万五千三百五十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位

<p>三 証券金額 四 発売期間 五 当せん金の総額</p>	<p>(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)</p> <p>一枚二百円</p> <p>令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>発売総額に対して百五十九万四千六百六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>六 委託対象事務の範囲</p>	<p>発売総額に対して三百七十二万三千二百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>七 当せん金支払手数料</p>	<p>令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>八 その他発売経費</p>	<p>令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>九 受託申請期限 十 その他</p>	<p>第九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)</p> <p>五億円 五百万枚</p> <p>(一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)</p> <p>一枚百円</p> <p>令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>発売総額に対して三百五十四万二千八百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>一 名称</p>	<p>第十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)</p>

<p>二 発売総額及び枚数</p>	<p>五億円 五百万枚</p> <p>(一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)</p> <p>一枚百円</p> <p>令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>発売総額に対して三百七十二万三千二百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>三 証券金額 四 発売期間 五 当せん金の総額</p>	<p>令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>発売総額に対して百五十九万四千六百六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>六 委託対象事務の範囲</p>	<p>令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>七 当せん金支払手数料</p>	<p>令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>八 その他発売経費</p>	<p>令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>九 受託申請期限 十 その他</p>	<p>第九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)</p> <p>五億円 五百万枚</p> <p>(一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)</p> <p>一枚百円</p> <p>令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>一 名称</p>	<p>第十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)</p>

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和三年十二月二十七日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第十一回インターネット専用全国自治宝くじ

(クイックワン)

六億円 二百萬枚

(三億円を一単位(一ユニット)として二単位

(二ユニット)。ただし、発売状況により、原

則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ

ニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

令和四年八月一日から同月三十一日まで

発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

状況等により増減する場合がある。

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。

ただし、発売状況等により増減する場合がある。

発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、

発売状況等により増減する場合がある。

令和四年一月十七日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第十二回インターネット専用全国自治宝くじ

(クイックワン)

三億円 百五十萬枚

(一億円を一単位(一ユニット)として三単位

三 証券金額

四 発売期間

令和四年八月一日から同月三十一日まで

一枚二百円

五 当せん金の総額

発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、

発売状況等により増減する場合がある。

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して八十二万六千七百十六円。た

だし、発売状況等により増減する場合がある。

発売総額に対して四千四百七十万円。ただし、

発売状況等により増減する場合がある。

令和四年一月十七日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第十三回インターネット専用全国自治宝くじ

(クイックワン)

三億円 百五十萬枚

(一億円を一単位(一ユニット)として三単位

(三ユニット)。ただし、発売状況により、原

則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ

ニット単位で増額する場合がある。)

一枚二百円

令和四年八月一日から同月三十一日まで

発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、

発売状況等により増減する場合がある。

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して七十九万七千六百七十六円。

ただし、発売状況等により増減する場合がある。

発売総額に対して四千四百七十万円。ただし、

発売状況等により増減する場合がある。

令和四年一月十七日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第十四回インターネット専用全国自治宝くじ

一 名称

二 発売総額及び枚数

三 証券金額

四 発売期間

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

七 当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

一 名称

二 発売総額及び枚数

三 証券金額

四 発売期間

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

七 当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

一 名称

二 発売総額及び枚数

三 証券金額

四 発売期間

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

七 当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

一 名称

二 発売総額及び枚数

三 証券金額

四 発売期間

三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和四年八月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億一千二百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百八十六万一千六百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して三千八百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第十五回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	二億五千万円 二百五十万枚 (五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)一枚百円
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和四年八月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億一千二百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百七十七万一千二百二十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して三千八百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第十六回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 二百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原

三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和四年九月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第十七回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)一枚二百円
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和四年九月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して七十九万八千二百八十九円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して四千四百七十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第十八回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和三年十二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
 第二十一回インターネット専用全国自治宝くじ
 (クイックワン)
 十二億円 四百万枚

二 発売総額及び枚数
 (三億円を一単位(一ユニット)として四単位
 (四ユニット)。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。)
 一枚三百円
 令和四年十月一日から同年十一月三十日まで
 発売総額に対して五億四千万円。ただし、発売
 状況等により増減する場合がある。

三 証券金額
 発売期間
 当せん金の総額
 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 発売総額に対して二百四十万三千三百八十五円。
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
 発売総額に対して一億七千八百八十万円。ただ
 し、発売状況等により増減する場合がある。

四 受託申請期限
 その他
 令和四年一月十七日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

五 名称
 第二十二回インターネット専用全国自治宝くじ
 (クイックワン)
 六億円 三百万枚

六 発売総額及び枚数
 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位
 (三ユニット)。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。)
 一枚二百円
 令和四年十月一日から同年十一月三十日まで

五 当せん金の総額
 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売
 状況等により増減する場合がある。
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 発売総額に対して百六十五万三千四百三十二円。
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
 発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、
 発売状況等により増減する場合がある。
 令和四年一月十七日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 第二十三回インターネット専用全国自治宝くじ
 (クイックワン)
 六億円 三百万枚

二 発売総額及び枚数
 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位
 (三ユニット)。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。)
 一枚二百円
 令和四年十月一日から同年十一月三十日まで
 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売
 状況等により増減する場合がある。

三 証券金額
 発売期間
 当せん金の総額
 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 発売総額に対して百六十五万三千四百三十二円。
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
 発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、
 発売状況等により増減する場合がある。

四 受託申請期限
 その他
 令和四年一月十七日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

五 名称
 第二十四回インターネット専用全国自治宝くじ
 (クイックワン)
 五億円 五百万枚

六 発売総額及び枚数
 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位
 (五ユニット)。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。)

三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和四年十月一日から同年十一月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して三百五十四万二千八百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二十五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和四年十月一日から同年十一月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して三百五十四万二千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二十六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	十二億円 四百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則

三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して五億四千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百四十万三千三百八十五円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して一億七千八百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百六十五万三千四百三十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二十八回インターネット専用全国自治宝くじ

二	発売総額及び枚数 (クイックワン) 六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額 一枚二百円 令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで
四	発売期間
五	当せん金の総額 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料 発売総額に対して三百七十二万三千二百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費 発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限 令和四年一月十七日
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称 第二十九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数 五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額 一枚百円 令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで
四	発売期間
五	当せん金の総額 発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料 発売総額に対して三百七十二万三千二百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費 発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限 令和四年一月十七日
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称 第三十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン) 五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
二	発売総額及び枚数
三	証券金額 一枚百円 令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで
四	発売期間
五	当せん金の総額 発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料 発売総額に対して三百四十四万三千三百八十五円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費 発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限 令和四年一月十七日
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称 第三十一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン) 十二億円 四百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
二	発売総額及び枚数
三	証券金額 一枚三百円 令和五年二月一日から同年三月三十一日まで
四	発売期間
五	当せん金の総額 発売総額に対して五億四千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料 発売総額に対して二百四十四万三千三百八十五円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

八	その他発売経費	発売総額に対して一億七千八百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
九	受託申請期限 その他	令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第三十二回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。(一枚二百円)
三	証券金額	令和五年二月一日から同年三月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	面を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百六十五万三千四百三十二円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
八	その他発売経費	発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
九	受託申請期限 その他	令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第三十三回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。(一枚二百円)
三	証券金額	令和五年二月一日から同年三月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	面を除く全ての事務

七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百五十九万五千三百五十二円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
八	その他発売経費	発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
九	受託申請期限 その他	令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第三十四回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。(一枚百円)
三	証券金額	令和五年二月一日から同年三月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	面を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して三百七十二万三千二百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
八	その他発売経費	発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
九	受託申請期限 その他	令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第三十五回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。(一枚百円)
三	証券金額	令和五年二月一日から同年三月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

- 六 委託対象事務の範囲
- 七 当せん金支払手数料
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
発売総額に対して三百五十四万二千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
令和四年一月十七日
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 一〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

